

合志市創業融資制度 事務手続きフロー図

手続きの流れ

- ①創業融資について事前相談、事前協議
- ②保証協会及び金融機関との協議
- ③融資申込書提出
- ④保証申込書提出
- ⑤融資決定
- ⑥融資制度の実績報告

申請手順	必要書類等
①事業者→商工会 商工会→市 ※市、市商工会は相談者を創業者リストに登録。	事業者は融資制度を利用する場合は商工会に事前相談をし、以下の書類を作成する。 商工会は事業者から相談があった場合、市と事前協議を行う。 市は事前協議後、書類の確認決裁。 【商工会のフォローを受けながら作成】 ○合志市創業融資申込書 ○創業計画書
※事業者→市	市の特定創業支援事業の証明を受けていない場合は以下の書類を市に提出する。 【提出書類】 ○証明に関する申請書
②事業者→保証協会・金融機関	事業者は商工会と作成した書類をもとに相談等を行い、方向性を決定。
③事業者→商工会 商工会→金融機関 ④金融機関→保証協会	【提出書類】 ○合志市創業融資申込書 ○創業計画書 ○市県民税の未納がない証明 ○その他の必要書類 ○特定創業支援を受けた者の証明
⑤金融機関→事業者 ⑥金融機関→市	融資決定後、事業者及び市に決定の連絡を行う。